

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

——社会的経済の視座から——

福 士 正 博

I. 問題の限定

社会的経済は、わが国は勿論、欧米でも、第2次大戦後の戦後システムが行き詰まりを見せ始めた1970年代中葉以降台頭してきた新しい経済分野である。それだけに、その内容や方向性、そしてその意義を論じる社会的経済論も、市民の満たされていないニーズを市民自らの手で実現しようとする「新しい社会運動」の一環であると高く評価し、その方向性や可能性に期待をかける議論が行われている反面、公共セクター、民間営利セクターのコーポラティズム的な関係だけでは解決することが困難な社会問題が出現してきている現状の裏返しとして、公共セクターが持っていた権限の一部を市民セクターに委譲しているにすぎず、そこには新自由主義批判の契機が含まれているというより、それ自体新自由主義の一環に他ならないという議論も幅広く行われている¹⁾。社会的経済が新自由主義にからめとられているかどうかはともかく、そこに積極的意義を見出せないという議論には、社会的経済が直面している困難な現状を映し出しているという意味で信憑性がないわけではない。それだけに、こうした議論にきちんと応えるには、社会的経済の理念を強調しただけでは不十分である。社会的経済論が市民のパナキュラーな世界を描き出すことに成功しているとは言えない研究状況は、二つの議論が平行線を辿ったまままじわることなく、たんなる掛け合いだけの結果に終わってしまっていることにも一因がある。

本稿の目的は、こうした袋小路に陥っている社会的経済論を開くために、ヨーロッパを中心に1990年代から本格的に研究が開始されるようになった社会的質概念の可能性を探り、この概念と社会的経済論との関係を明らかにすることにある。

ところで、社会的経済を新しい社会運動の一環として高く評価するという論調は、総じてハーバーマスのコミュニケーション的行為理論や公共性概念に依拠してきたといっていよい。とりわけ「システムによる生活世界の植民地化」というハーバーマスのテーゼは、市民の日常的な生活現場が貨幣と権力を媒体とする経済と政治にからめとられ、自由で生命力にあふれた世界を剥ぎ取られてしまっている現実を描き出すすぐれた分析枠組みを提示するものと見なされてきた。社会的経済は、植民地状態にある生活世界を市民が取り戻し、自らの手で生活を切り開く可能性を秘めた場であり、システムの攻撃を食い止める前線基地となるもの

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

であった。しかしここで問題となるのは、そのような意識にもかかわらず、その可能性がハーバーマスの議論から直ちに浮かび上がってくることはないということにある。本稿が社会的質に注目するのは、この概念の中に、ハーバーマスが陥ったアポリアを克服する可能性を見出すことができること、そしてその可能性を追求することが社会的経済論の発展につながるのではないかという期待があるからである。

Ⅱ. 社会的質をめぐる研究状況と背景

社会的質概念に関する本格的研究は主に、1996年6月に設立された「社会的質に関する欧州基金」(European Foundation on Social Quality, 以下「欧州基金」と略記)を中心に、ヨーロッパの社会政策研究者によって行われてきた。社会的質が目指す方向は、「欧州基金」がまとめた「ヨーロッパの社会的質に関するアムステルダム宣言」(1997年6月, 以下「アムステルダム宣言」と略記)の中に明瞭に見てとることができる。

「全ての市民の、基本的な人間としての尊厳を尊重することは、ヨーロッパの都市で、物乞い、放浪者、ホームレスの増大が見られないということを我々が宣言することを求めている。同時にヨーロッパにおいて失業や貧困者、医療サービスや社会サービスにうまく接近できない人々が増加することを黙認することもできない。これらの、多くのネガティブな指標は、現在のヨーロッパが全ての市民に対して社会的質を十分に供給していないということを表わしている。

それに対して我々は、経済的成功をおさめたヨーロッパ社会が、社会正義や市民参加を促進することを望んでいる。これは、ヨーロッパが社会的質の点で恒久的であるということの意味している。ヨーロッパ市民は、豊かさ、個人的潜在能力及びコミュニティの繁栄を増進するという条件の下で、コミュニティでの社会的、経済的生活に参加することができるようになることが求められる。参加が可能になるには、市民は受容可能な水準の経済的安全保障や社会的内包に接近することができ、地域の結束の中で生活し、潜在能力を完全に発揮するだけの権限を持っていなければならない。換言すれば、社会的質は、全てのヨーロッパ住民が経済的、社会的及び政治的シチズンシップを享受する程度にかかっているのである。グローバル化された世界において競争は、社会的結合や、ヨーロッパ市民一人ひとりの完全な潜在能力の発揮と協調したものでなければならない」²⁾。

ヨーロッパが社会的質の点で恒久的であるためには、全てのヨーロッパ住民が経済的、社会的及び政治的シチズンシップを享受し、潜在能力を完全に発揮する権限を有していなければならない。「アムステルダム宣言」が強調するのは、このように、全てのヨーロッパ市民が人間として尊厳をもって生きている社会的条件である。

社会的質の研究は、現在に至るまで三つの段階を経過してきた。第1段階は、「欧州基金」

が設立された 1996 年から 2000 年までの時期である。この時期に、最初の研究成果としてウォルフガング・ベックその他の編による『ヨーロッパの社会的質』(*Social Quality of Europe*, 1997 年)が発表されるとともに、社会的・経済的安全保障、社会的結合、社会的内包、社会的エンパワーメントの社会的質を構成する諸要素の研究が行われた。またこの時期に定期刊行物“*European Journal of Social Quality*”(年 2 回刊行)が発刊され、多くの研究成果が収録されるようになっている。第 2 段階は、2001 年から 2005 年までの時期で、この時期に二番目の研究成果として、『社会的質 ヨーロッパの一ビジョン』(*Social Quality A Vision for Europe*, 2001 年)が発表されるとともに、雇用の柔軟性についての研究や、社会的質概念の指標化の試みとそれに基づいた国別分析が行われている。国別分析は、14 の EU 加盟国について行われ、その結果が公表されている。第 3 段階は、2006 年以降現在に至るまでの時期で、福祉社会の建設をめぐる、日本、中国、インド、台湾などアジア地域の研究者との交流を強めるとともに、持続可能性をめぐる理論研究や、都市、公衆衛生、雇用や高齢者問題など、個別的なテーマについてもプロジェクトを組み、政策提言が行われてきている³⁾。

1990 年代以降この概念をめぐる研究が行われるようになったのにはいくつかの理由がある。

第 1 に、市場統合、通貨統合など経済領域を中心に行われてきた統合の陰で忘れられがちであった社会統合に関する研究が EU 委員会から求められていたことである。経済政策と社会政策の均衡という理念は、社会政策によって経済的、政治的安定に寄与する要因になりうるという合意を生み出す一方、実際には、社会政策が経済政策の後景に退いてしまっているという結果を招いており、だからこそそうした不均衡を是正するための理論的研究が必要となっていた。EU 委員会がこの概念に期待を込め、2000 年のリスボン戦略につながる社会構想を模索していたのは、両者が均衡するどころか、現実には相互に反発し合っているという事情があったからである。ウォーカーなどは「社会的質：ことがらの理論的状态」と題する論文の中で、リスボンサミット以降、経済政策、雇用政策、社会政策の三者が有機的につながるようになり、社会的質概念が社会政策の基礎的理念の役割を果たしている指摘している⁴⁾。このような EU 委員会の認識は、社会的質概念が社会政策と密接に結びつくようになったという点で前進である。しかしここで重要なのは、このような認識自体が「欧州基金」のそれと根本的に異なっている点にある。「欧州基金」の認識は、社会的質概念を社会政策領域にのみ関係づけるのではなく、三つの領域を全て包括する中核的理念として関係づけようとしている。社会問題・雇用担当 EU 委員アナ・ディアマントピロウが、二番目の研究成果である『社会的質 ヨーロッパの一ビジョン』の序文で、「中心的なメッセージは、経済成長がそれ自体目的ではなく、全ての人にとってより良い生活水準の実現の本質的な手段であるということにある。経済や社会全体に質の概念を広げることが、将来のヨーロッパの成功にとって重要な経済政策と社会政策の相互関係の改善を実現することになるだろうということ

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

を確信している」⁵⁾と述べ、経済と社会との関係は、経済（成長）とは手段にすぎない、人々の社会生活が充実することこそが目的であると結論づけたのは、E Uが進めている統合が経済にあまりにも偏りすぎているという危機感に基づいていたからであった。E U委員会が社会的質概念に期待をかけたのも、「経済政策と社会政策の再統合の基礎を創出すること」が強靱なヨーロッパを建設していく上で重要であると認識されたからにほかならない。

社会的質がこの時期に注目されるようになった第2の理由は、この概念が、1980年代から政治学、社会学、社会政策論など、他分野にわたって研究が進んでいた社会的排除概念を補完する重要な概念として認識されるようになっていたからである。貧困や相対的剥奪という静態的概念から社会的排除という動態的概念へ関心が転換してきたのは、所得の多寡を比較するといった貧困概念では、個人の努力ではどうにも解消することのできない格差や排除の構造を明らかにすることができなくなっていたためである。社会的質は、そのために排除や参加といった関係概念の内実を明らかにすることを課題として取り上げ、社会の構造的特質を批判的に見る視座を提供しようとしていた。

第3の理由は、この概念が、文字どおり「社会なるもの」の質を取り上げる視座を強く打ち出そうとしていることと関係している。そこには、生活の質をめぐる議論が個人レベルから社会レベルへ変化してきたことと深い関連がある。社会的質概念の研究に1990年代初め当初より関わってきたイギリス・シェフィールド大学のデイビッド・フィリップスは、功利主義が主張する効用、情報に基づく欲望 (informed desire)、深慮的価値 (prudential values)、ドイアル・ゴフが提唱するヒューマン・ニード論、ジョン・ロールズによる社会的基本財の分配をめぐる議論、アマルティア・センのケイバビリティ・アプローチ、マーサ・ヌスボウムのニーズのリスト化と卓越主義など、生活の質をめぐる論争に共通していたのは、個人の視座から生活の有り様を考察するという点であった。それに対して社会的質が問おうとしているのは、社会が構造的に諸個人に及ぼす経済的、社会的影響や、個人と社会との質的關係性である。生活の質を、個人レベルではなく、社会というレベルで問うということは、他者との関係性を隅に追いやることで、社会の視点を欠落させてきたこれまでの社会哲学や社会理論の欠陥を浮き彫りにし、あらためてそれを正面に据えることを求めることになる⁶⁾。

Ⅲ. 社会的質とは何かー構成的相互依存性と「社会なるもの」の具体化

(1) 社会的質の定義

社会的質は、『社会的質 ヨーロッパの一ビジョン』(2001年)の中で、次のように定義されている。

「豊かさや個人の潜在能力を増進するという条件の下で、市民がコミュニティにおける社会的、経済的生活に参加することができる程度」⁷⁾

この定義で大事なことは、社会的質を構成する諸要素間の均衡を図る規範的アプローチにある。このアプローチの視点からすると、社会的質は二つの条件を満たすものでなければならない。

- ①必要条件 豊かさの実現と潜在能力の発揮
- ②十分条件 市民の社会的、経済的生活への参加

社会的質が目指していたのは、人びとがそれぞれの能力を活かしつつ、豊かに生きることが可能にする社会的条件を市民が自ら主体的に選び取ろうとする参加意識の醸成にある。「社会的質概念は本質的に主体志向の概念である」⁸⁾と言われるのは、この概念が、人びとの潜在能力に関心を当て、その能力を育てていくことによって、人として生きる選択の幅を自ら拡大していく人間開発 (human development) を中核に据えているからである。

社会的質概念の特徴は、その存在論的考察にある。この定義と、定義に含まれる二つの条件からまず読み取るべきことは、社会的質概念における「社会なるもの」と個人との関係である。そのことは同時に、①「社会なるもの」とは何か、②質とは何か、を問うことでもある。ここでは、「社会なるもの」の構成的相互依存性、「社会なるもの」の具体化、そしてその機会 (条件)、の三つの論点について考察してみることにしよう。

(2) 「社会なるもの」の構成 (構成的相互依存性)

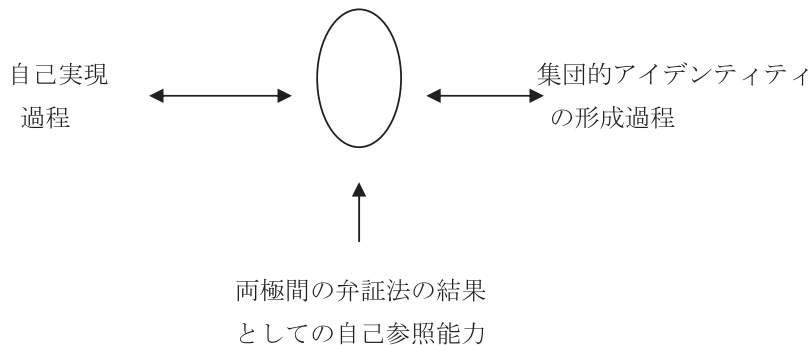
第 1 の特徴は、「社会なるもの」の構成に関わる構成的相互依存性である。人間は、言語というシンボルを使って諸個人が相互に交流し合う社会的存在であり、社会は、コミュニケーションの行為によって織りなす人間関係によって形成されている。人間を社会的存在であると認識することは、功利主義のように、孤立し、原子化された諸個人のたんなる集合体として社会を認識することの無意味さを前提としている。

1990 年代から本格的に研究されるようになった社会的質は、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論に依拠しつつ、そこに人間相互の交流の本質を求める一方、ハーバーマスの批判を通じて、構成的相互依存性を鍛え上げていった。「欧州基金」のウェブサイトには、「社会哲学アプローチ」と題する記載がある。そこでは、社会的質とハーバーマスのコミュニケーション的行為の合理性との関係について述べられている。

「このプロジェクト (注: 社会的質の社会哲学アプローチプロジェクト) は、社会理論、社会政策及び経験的研究間のギャップを埋めるために、コミュニケーション的な生活世界の広義の概念を進めることを目的としている。この目的のために、ハーバーマス理論の二面性を指摘するとともに、社会的質アプローチのパラダイム上の二面性が、社会生活世界の構成に関するハーバーマスの分析の再解釈と拡張によって分析、修正されている。第 1 に、プロジェクトは社会生活世界の文脈で人間生活の身体的インフラ、その脆弱性や有限性に関する人間理論の再解釈を目的としている。第 2 に、自己同一性のナラティブな構成や社会生活世界の

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

第1図 構成的相互依存性



(出所) Peter Herrman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, No.1, 2006, p.31.

文化的コード化に関する現代理論が用いられるだろう。それらは、社会的質の個人的表現を広く共有した道徳的テーマや存在論的ジレンマと関係させるだろう。こうした線に沿って、ハーバーマスの間主観性のどちらかという形式、手続き的概念は、社会理論、社会政策、経験研究のより良い関係につながる、「社会的身体」を与えられるだろう、それは社会的質アプローチの目指しているところである」⁹⁾。

社会的質は、何よりも「コミュニケーションな生活世界の広義の概念を進めることを目的としている」こと、この目的のためには、ハーバーマスの分析の再解釈と拡張によって、生活世界に反映している二面性を克服しなければならないことが指摘されている。ハーバーマスのように、形式的語用論に見られる形式的、手続き的過程を通じた人間像を想定するという立場からは、現実の生活世界で生きる人間像は出てこない。

それに対して社会的質が想定するのは、「社会なるものは、社会的存在としての諸個人の自己実現と、相互交流の結果に基づく集団的自己同一性の形成との相互依存によって実現されるものである」¹⁰⁾ という存在論的考察に基づいて、「相互に交流する人間と、制度的仲介を受けるコミュニケーション的關係を生み出す社会的全体との弁証法の特徴」¹¹⁾ である。このように「社会なるもの」とは、集団的アイデンティティの形成の中で社会的存在としての個人が自己承認を受け取る過程、すなわち個人が社会的存在として理念的にあるというだけでなく、集団的アイデンティティを獲得しながら、実際に社会に受け入れられる過程である。

それを図示したのが第1図である。社会は自己実現と集団的自己同一性という構成的相互依存性に取り込まれた諸個人が織りなす弁証法的な結果によって形成される。自己実現過程と集団的アイデンティティの形成過程が作る公共空間（図の楕円部分）の中で、諸個人は、自己参照能力、すなわち両方の過程を自省する能力を高めていかなければならない。そうすることで諸個人は自ら自省する契機を内部に抱え込むのである。この弁証法的関係には、「人

間開発の重要な側面とは、個人行為の社会化であると同時に、社会関係への埋め込みによる個人化であることを見ていくことが重要である」¹²⁾ というように、諸個人の行為が社会に埋め込まれた行為すなわち社会的行為であると同時に、社会的行為が個人化していくという意味が含まれている。ヘルマンは、両者の関係を構成的相互依存性と呼んでいる。

しかし自己実現と集団的アイデンティティという二つの次元は並列されているのでは決してない。社会的質の定義が、「～という条件の下で」と述べているように、個人の自己実現は、市民が社会的、経済的生活に参加し、そこで形成される集団的アイデンティティ、すなわち社会的に承認される過程を通じて行われることにある。

ここで注意しておくべきことは、諸個人が集団的同一性という社会の規範、意識、慣習を自我の一部として取り入れているからといって、そのことから、コミュニタリアニズムが想定するような共同体の意識に拘束された諸個人が想定されているわけではないということである。自己実現と集団的アイデンティティの形成の関係は歴史的に形成されたものであるから、人間は常に拘束的存在であると同時に、この関係に働きかけ、作り変えることも可能な主体的存在である。言い換えれば、「社会なるもの」とは、社会的存在としての個人の自己実現の過程と、集団的アイデンティティの形成に結果する過程が生み出す公共空間である。

したがって、社会的質は社会の現状を所与のものとしてそのまま受け入れようとはしない。利己心の実現や、他者との関わりを極力嫌い、孤独に向かう心性を自律心の達成として自己実現と呼ぶことも生き方の一つかもしれない。また、集団的アイデンティティといっても、それ自体は閉鎖的で、権威主義的な内容となっているかもしれない。社会的質は、そうした状態にある社会を、「望ましい社会」とは考えない。社会的質が目指しているのは、ある基準に基づいて生き方を特定するような行為をしりぞけ、その意味で価値中立的立場をとりながら、人々が豊かで、自らの潜在能力を十分に発揮できる条件を備えた社会である。その条件は道徳的、倫理的に決定されるものであり、そこには社会的規範が存在していなければならず、したがって社会的質概念は、受け入れ可能な基準を示すものでなければならない。社会的規範と価値の中立性とは矛盾するものではない。自己参照能力とは、そうした基準に対する諸個人のかかわり方や批判意識のあり方を表現しているものである。

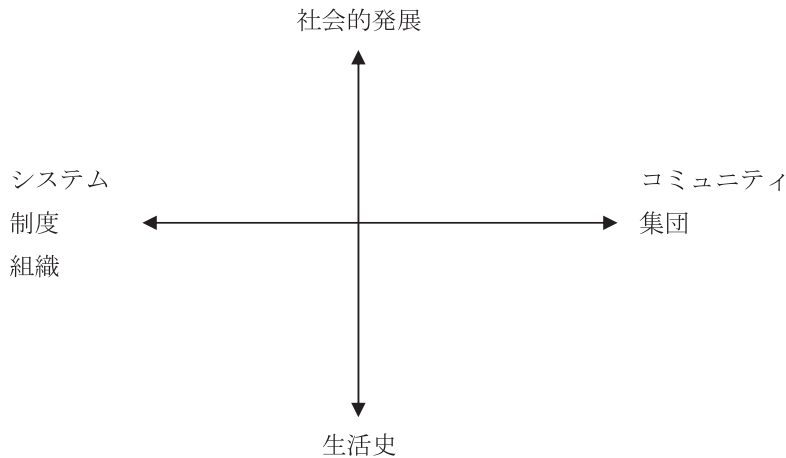
(3) 「社会なるもの」の具体化

「社会なるもの」の実態を明らかにするには、構成的相互依存性と同時に、「社会なるもの」の創出過程に一定の見通しを立てておくことが必要となる。社会的質の第2の特徴は、日常的緊張関係における経験を具体化すること、すなわち緊張関係の場に立つ人間の姿をリアルに描くことである。ここで言う緊張関係は二つある。第2図は、それを水平軸と垂直軸によって示している。

水平軸は、システム・制度・組織からコミュニティ・集団へと左右につながる緊張関係を

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

第2図 二つの基本的緊張間の弁証法



(出所) Peter Herrman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, No.1, 2006, p.31.

表わしている。諸個人が営む生活は、利害、ニーズ、権力をめぐる対立の中で形成されている。ここでの緊張関係は、ハーバーマスのシステム世界と生活世界との区別につながっているものであるが、同時に忘れてならないことは、水平軸によって、ハーバーマスが指摘する「システムによる生活世界の植民地化」といった「一方の他方への従属」といったテーゼを示しているわけではないことである。社会的質において、両者の緊張は社会的存在としての市民の自己実現と、集団的アイデンティティの形成との弁証法の中に位置づけられており、そのことが一方による他方の従属という一面的な理解に陥ることを防いでいる。社会的質は、こうした弁証法の文脈の中で、システム世界と人間活動の世界のダイナミックな過程として認識されなければならない。

それに対してもう一つの緊張関係は、垂直軸で示されている、社会的に形成される価値、規範、原理などを人々が生活過程で受け止める過程である。「欧州基金」の最初の研究成果である『ヨーロッパの社会的質』では第2図の社会的発展がマクロレベル、生活史がミクロレベルとなっていたことからわかるように、垂直軸は、「構造や、グローバルかつ普遍的に解釈された過程に力点を置いたマクロな社会史に関するもの」と、「個人的主体の役割、できごとの一次的役割、個人に基礎を置いた権力解釈、歴史発展の格差概念に力点を置いたミクロな日常生活史」との緊張関係を表わしている。垂直軸が表わそうとしているのは、「社会的過程と生活史的過程を結びつける総合的アプローチ」である。

後述するように、両軸によって形成される各象限に、「社会なるもの」の客観的条件と主観的条件が位置づけられる。ここで注意しておかなければならないのは、ハーバーマスのな

コミュニケーション行為を主観的解釈の基礎に置きながら、他方でそれへの批判を内在化していることである。社会的質は、システム、制度、組織とコミュニティ、集団との緊張関係を映し出している水平軸と、社会的過程と個人的過程との緊張を映し出している垂直軸との相互に関連したダイナミックスによって具体化されたものである。

二つの軸は本質的に別ものと考えるべきで、一方の軸が他方の軸を補完しているという関係にあるわけではないし、因果的關係にあるのでもない。むしろ重要なのは、二つの軸によって、社会的質の客観的かつ主観的な条件的関係が生み出されているということにある。

社会的質は、二つの軸が示す緊張関係を統合し、権力関係や不平等な人間関係が存在している社会文脈の中で、最小限の価値感覚や規範の集団性基準を生み出さなければ、社会を成立させる合意点にたどり着くことは不可能であることを指摘する。この合意点こそが市民の政治参加や社会的に承認される道を切り開くのである。

Ⅳ. 「社会なるもの」の機会（構成的要素）

社会的質は、こうした構成的相互依存性と「社会なるものの」具体化から、それを構成する条件を明かにしようとする。社会的質の第3の特徴は、諸個人の存在のあり方を、「社会なるもの」の客観的条件と、「社会なるもの」に対する諸個人の認識に影響する主観的条件の両面から考察しようとしていることにある。

ウォーカーなどは、「社会なるもの」は客観的条件の文脈の中で相互交流する諸個人のダイナミックスの結果である。そのことは、定義上、諸個人は、相互に交流する人間であるという重要な側面と同時に、自己解釈の認識論的、動機的、情感的側面についても考えなければならないということを意味している。これらは、主観的条件要素と関わっている。それらは構成要素が実現される論理的結果と見なされるだろう¹³⁾と述べている。「社会なるもの」は客観的条件をめぐる諸個人のダイナミックな相互交流と、主観的な解釈の過程によって形成されている。そこで、二つの条件についてそれぞれ見てみることにしよう。

(A) 社会的質の客観的条件（機会）

社会的質は、社会的存在である諸個人が持つべき機会という視点から、4つの客観的機会を挙げている。ここで「社会なるもの」の構成要素を機会という概念に置き換えているのは、参加という視点から、諸個人と社会との関係を理解しようとする社会的質概念が目指す方向性を強く打ち出そうとしているからである。コミュニケーション的行為を基礎に相互に交流する諸個人にとって、これら4つの機会は、コミュニケーション的行為に参加することのできる条件を意味しており、したがってこの条件を満たしている程度が、社会参加の程度を表わしていることによる。したがって第2図の各象限にある4つの機会は、社会の視点から見

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

たとき、「社会なるもの」を構成する参加条件とすることができよう。以下はその条件（機会）である。

①社会的エンパワーメント (social empowerment)

人々は相互交流を行うことのできる潜在能力を持ち、その中で自らの生き方を選び取ることができること

②社会的内包 (social inclusion)

人々は、労働市場、社会保障、教育など様々な社会制度にアクセスすることができていること

③社会的経済的安全保障 (socio-economic security)

人々は、雇用、住宅、食料、環境など生活に必要な物的資源を利用することができていること

④社会的結合 (social cohesion)

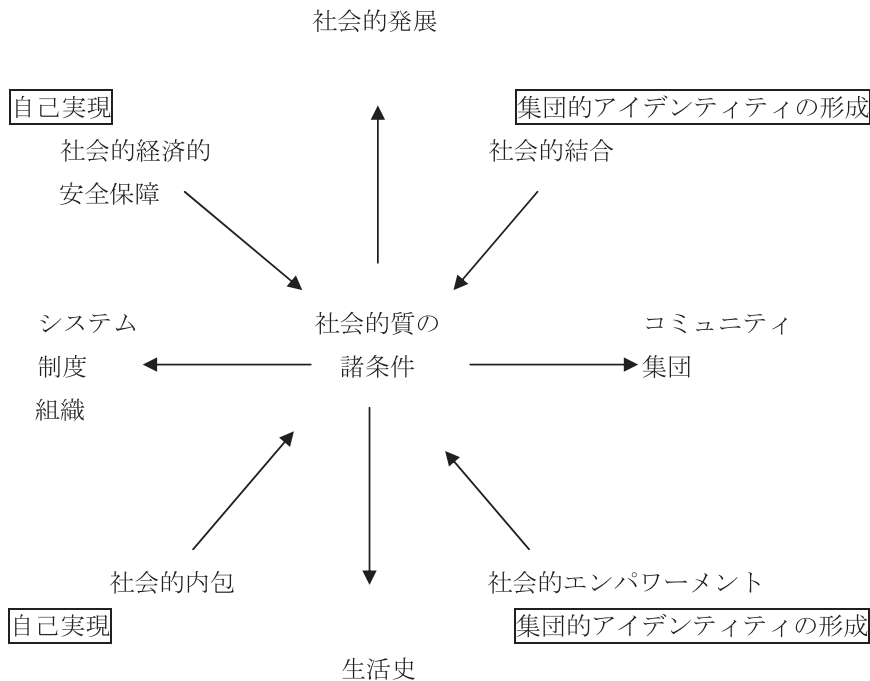
人々は集团的に受け入れられている価値や規範に基づいてコミュニティの建設に貢献していること

第3図は、4つの客観的条件を示すと同時に、自己実現は、必要な物的資源にアクセスする社会的・経済的安全保障と制度的文脈へアクセスする社会的内包の領域において、集团的アイデンティティの形成は、集团的に受け入れられている価値や規範によるコミュニティ建設が行われる社会的結合と、相互交流をする人々のケイパビリティを意味する社会的エンパワーメントの領域において行われることも示している。自己実現をシステム・制度・組織を表わす水平軸の左極に位置づけているのは、システム世界における諸個人の行為可能性を打ち出そうとしているからである。集团的アイデンティティをコミュニティ・集団を表わす水平軸の右極に位置づけているのは、集団意識に基づいた生活世界の形成を描こうとしているからである。このように自己実現は、必要な物的資源にアクセスする社会的経済的安全保障と制度的文脈へアクセスする社会的内包の領域において、集团的アイデンティティの形成は、集团的に受け入れられている価値や規範によるコミュニティ建設が行われる社会的結合と、相互交流をする人々のケイパビリティを意味する社会的エンパワーメントの領域において行われる。

人間は相互交流する存在であるという場合、それはたんにコミュニケーション的な活動を行うということではなく、4つの機会（条件）をめぐる自己実現と集团的アイデンティティの形成との緊張関係の中で人は生きざるをえないという意味を持っている。

第3図で重要なことは、第1に、4つの客観的条件が水平軸と垂直軸が交差することによって形成される象限のどこに位置しているのか、したがってその位置がどのような意味を持っているのかを明らかにすることである。社会的経済的安全保障は、システム・制度と社会的発展に囲まれた第2象限に位置し、人々が生きていくうえでの物的、非物的資源の獲得を

第3図 「社会なるもの」の客観的条件（機会）



(出所) Peter Herman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, issue1/2, 2006, p.32.を一部加筆。

表わしている。社会的内包は、システム・制度と生活史に囲まれた第3象限に位置し、システムとの関係の中で、人々が制度や社会関係にどれだけアクセスできるのかの程度を表わしている。社会的排除は社会的内包の反対概念であり、このアクセスが制限されている状態を表わした概念である。社会的エンパワーメントは、生活史とコミュニティ・集団に囲まれた第4象限に位置し、社会的、経済的、政治的及び文化的過程に完全に参加することのできる人間の競争力やケイパビリティの実現（人的資源）を意味している。

こうした4つの機会（条件）は、ヘルマンが、社会的質の「中心の問題は資源と社会関係である」と述べたように、関係性に属する条件と、資源に属する条件とに分けることができる。「社会なるもの」への参加は、参加を可能にする資源と制度的及び非制度的社会関係の獲得によって行われる。第1表は、「社会なるもの」の具体化命題がどのような客観的条件（資源と関係性）の下に構成的相互依存性があるのかを示した上で、資源に属する条件としてエンパワーメントと社会的・経済的・安全保障を、文脈の関係に属する条件として内包と結合があることを示している。

平等な機会に対する権利など多くの基本的権利やニーズにしたがって生活水準の確保を目

「社会的質（social quality）」が問いかけるもの

第1表 社会的質の構成的及び条件的要素

「社会なるもの」の具体化 ⇒		4 条件	
「社会なるもの」 の具体化 ↓		資源	文脈
構成的相互 依存性	個人的自己実現 集团的アイデンティティ の形成	エンパワーメント 社会的経済的 安全保障	内包 結合

(出所) Wolfgang Beck, Laurent J.G.van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, Social Quality A Vision for Europe, Kulwer, 2001, p.311.

第2表 社会的質の4つの構成的条件と理論的影響

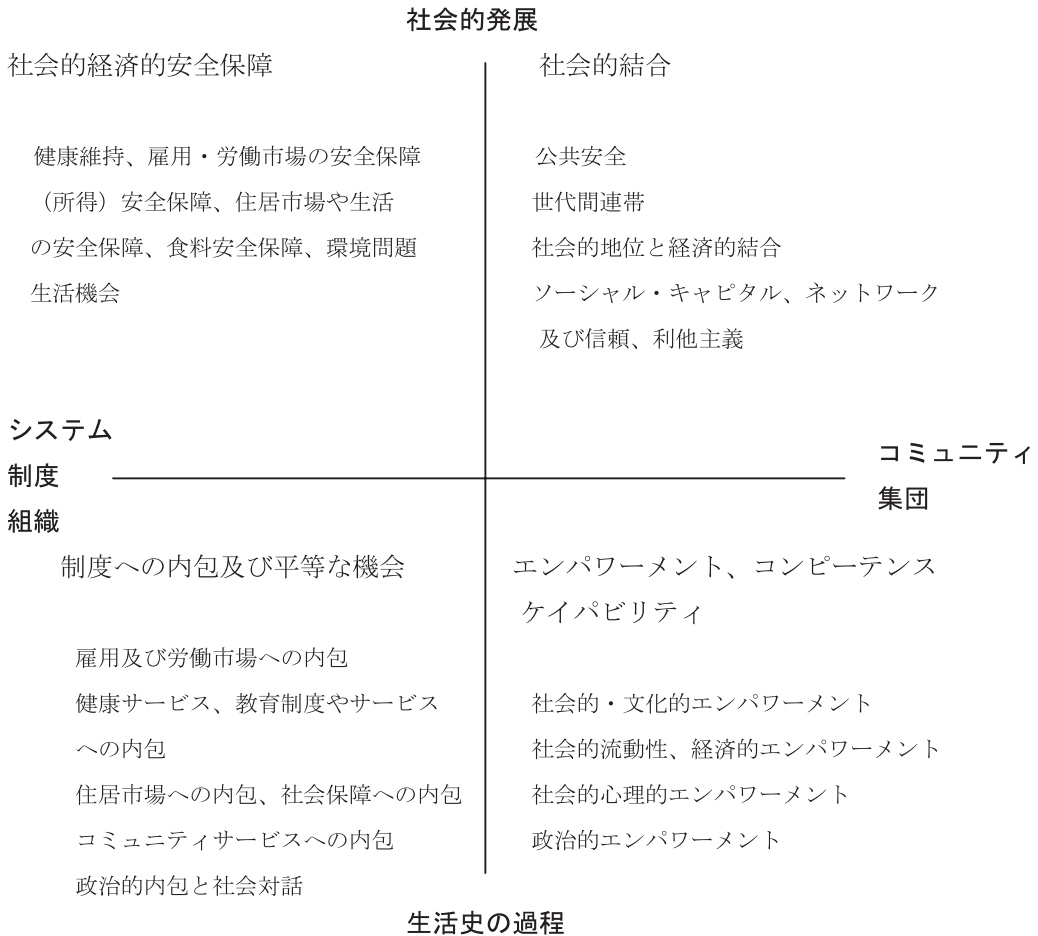
	主 題	理論的影響
社会的・経済的 安全保障	社会的リスク 生活機会	社会的不平等 福祉多元主義 enabling state 第3セクター
社会的結合	第1次的関係の強さ 或いは弱さ	社会的結合/社会的解体 格差/統合
内包	シチズンシップ	内包/排除 格差/統合
エンパワーメント	人間的選択の幅の拡大	ソーシャル・キャピタル ネットワーク理論 市民社会

(注) Wolfgang Beck, Laurent J.G.van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, Social Quality A Vision for Europe, Kulwer, 2001, p.343.

的にしている社会的経済的安全保障も、社会に参加する能力の獲得を目指している社会的エンパワーメントも、いずれも社会的質を構成する資源の側からの条件である。それに対して、「諸個人の社会的諸権利の実現にとって重要な資源や諸制度へのアクセスを制限」する社会的排除を反転しようとする社会的内包も、共有したアイデンティティ、価値及び規範に基づく社会関係の形成（ソーシャルキャピタル）を目指す社会的結合も、社会的質を構成する文脈の側からの条件である。

第2表は、社会的質の4つの構成的条件が提起する主題と、それが持つ理論的課題を挙げている。社会的・経済的安全保障は、社会的リスクや生活機会に影響を及ぼす諸問題を主題としており、この主題探究のために、社会的ウェルフェア、福祉多元主義などについて理論的、実態的分析が必要であることが明らかにされている。社会的結合は日常世界における第1次的な人間関係のあり方を主題としており、その視角から社会的統合や解体、格差の問題を掘り下げていくことが求められている。社会的内包ではシチズンシップに代表される社会

第 4 図 社会的質の新しい 4 象限



生活史の過程

(出所) Wolfgang Beck, Laurent J.G.van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, Kulwer, 2001, p.344.

における諸個人の権利義務関係とシステムからの排除とシステムへの参加・挿入が問題となる。そして社会的エンパワーメントは諸個人が自らの生き方を選ぶ能力と選択肢の幅を主題としており、それを許容する市民社会やネットワークが取り上げられることになる。

自己実現と集団的アイデンティティの形成という相互依存性を問題にするかぎり、そこには権力、地位、身分など、様々な差異・格差によって特徴づけられている現代社会の実相が映し出されているものでなければならない。同等かつ平等で、対称的な関係にある個人を現代社会では想定することは難しい。社会的質は、そうした差異を具体化し、4つの機会それぞれにおいて非対称的な関係の析出を目指すものでなければならない。

マエセンとウォーカーは、客観的条件を読む込むときの、あるべき視座に注意を促してい

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

る。社会的質概念は、我々にある種の態度を求めるのである。第1に、「社会的世界の核心が社会的存在としての個人の自己実現に関わっている以上、質の主要な参照点は日常生活状況でなければならない。したがって、質は日常生活における行為者間の常に変化する相互作用の関数であり、システムとコミュニティ・集団との過程に還元することができないものである」¹⁴⁾。このように、第2図を読み込む場合、水平軸では右極の生活世界の視点から、垂直軸では下極の生活史の視点からでなければならないことを、我々は求められている。このことは、日常生活世界がシステムの中に吸収されてしまっている状況（ハバーマスの言う「生活世界の植民地化」）や、日常生活過程が社会発展過程から受ける影響こそ、社会的質を規定している我々にとっての客観的条件であることを意味している。社会的質は、「全ての人にとっての最低基準の点から質を解釈すること」を求めているものではない。社会的質は、日常生活の最低ラインを定める「社会的フロアー」というより、日常生活を改善する「開かれた地平」を提示することを目指している¹⁵⁾。したがって社会的質は、結果であるばかりでなく、動態的な過程を問題にすることになる。

第4図は、「社会なるもの」を構成する4つの客観的条件の内容を示している。「欧州基金」が社会的質を用いてEU加盟国の国別分析を行ったように、「社会なるもの」の客観的条件は、更に具体的な項目へ細分化されている。

(B) 主観的条件

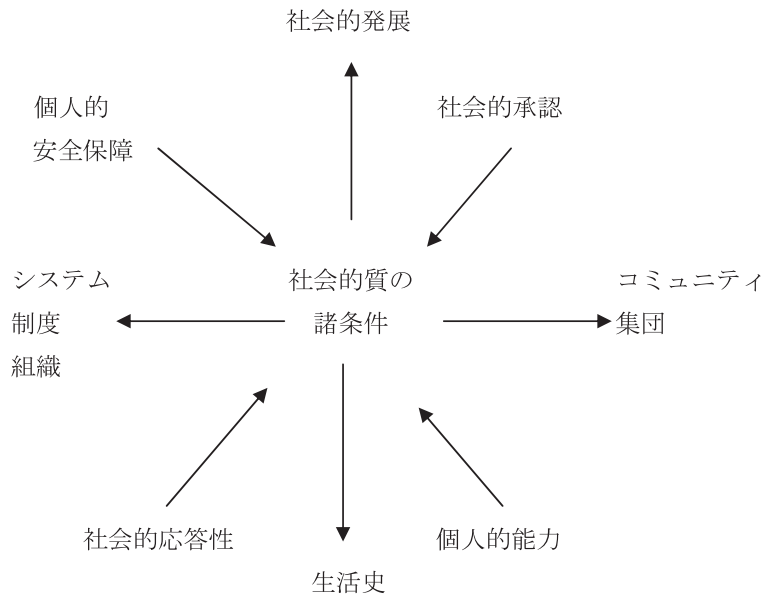
こうした客観的条件を認識するのは相互に交流する人間である以上、それらを現実化する主観的要素に関心が当てられなければならないことは当然である。諸個人は「社会なるもの」を構成する客観的条件に依存しながら生きていくと同時に、その生き方は彼らの主観的判断と評価によって決定されているからである。社会的質が、相互に交流することで社会的存在となる諸個人の社会への参加特性を強調する以上、主観的条件を取り上げることは、参加意識の醸成という点からも重要な課題となる。第5図は、「社会なるもの」の主観的条件を図示している。

マエセンとウォーカーは主観的条件について次のように述べている。

「社会的質の理論化は、コミュニケーション行為の理想条件が存在しないということを証明するために両方の命題を反転させることを求める。過去及び現代社会は、不平等の浸透を特徴としている。社会的質アプローチからすると、新しい参照点は、こうした不平等、排除の過程、権力の乱用と闘うために生み出されるものである」¹⁶⁾。

このように現代社会では、不平等、排除、権力関係が隔々にまで浸透している結果、人々が行うコミュニケーション行為もそうした状況から逃れることはできない。人々の相互の関係が、言語を媒介とした交換関係を基礎としているという場合でも、我々の参照点は、こうした格差の構造を内在化した緊張関係である。したがって、人々による主観的解釈は、こう

第 5 図 「社会なるもの」の主観的条件



(出所) Peter Herman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, issue1/2, 2006, p.34.

した緊張関係を反映したものとなる。

勿論、客観的条件と主観的条件は常に照応しているというわけではない。むしろ両者は齟齬をきたす可能性があるという意味で、両者の間のパラドックスを取り上げなければならない。ここでは差し当たり、齟齬の可能性が常にあるということを前提にした上で、上記の 4 つの客観的条件はそれぞれ 4 つの主観的条件（解釈）に対応するものと考えておくことにしよう。以下はその対応関係である。

個人的安全保障 (personal security) - 社会的経済的安全保障

社会的応答性 (social responsiveness) - 社会的内包

社会的承認 (social recognition) - 社会的結合

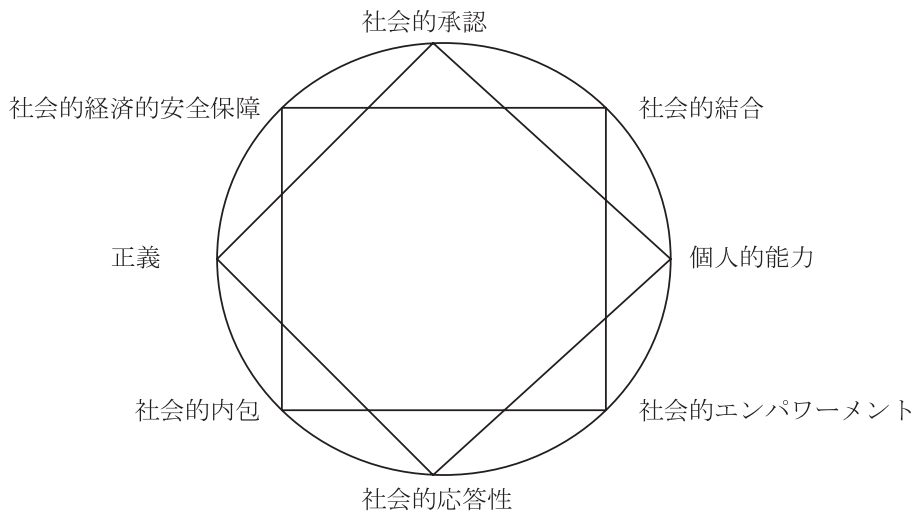
個人的能力 (personal capacity) - 社会的エンパワーメント

社会的・経済的安全保障は個人レベルの安全保障に対する意識である。社会的内包に対応するのは、社会に受け入れられ、それを受容する社会的応答性である。社会的結合に対応するのは、日常世界で人々が行う社会的評価すなわち他者に対する評価と他者による評価という、一連の承認の過程である。社会的エンパワーメントに対応するのは、生き方を自らで選び取る能力である。

ここで重要なのは、諸個人の自己実現を水平軸の左極に位置づけることで、諸個人はシス

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

第6図 客観的条件と主観的条件の統合



(出所) Peter Herman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective,
European Journal of Social Quality, vol.6, issue1/2, 2006, p.44.

テム・制度・組織の中に参加することによる社会化する契機を獲得することができるようになること、また、集団的アイデンティティの形成を右極に位置づけることで、コミュニティや集団の中で諸個人がシステムにからめとられることのない社会規範を獲得していくことを描いていることである。垂直軸は、社会的文脈の中にある行動主体の視座から、社会的発展（マクロレベル）から諸個人の生活過程（生活史，ミクロ・メゾレベル）につながる緊張関係を表わしている。垂直軸では、人間行為と行為調整をめぐる緊張関係が、価値，規範，原理，コード，権利，慣習をめぐる行動主体の偶有性（contingency）の世界として現われる。

第6図は、先に述べた客観的条件と主観的条件を統合したものである。客観的条件と主観的条件の四角形の角に、それぞれの条件として記されている。この図が示そうとしているのは、例えば正義概念であれば、社会的経済的安全保障と社会的内包が充実することによって実現されること、また、人々が社会の変化に応答するためには、社会システムに人々が参加し、エンパワーしていくことが求められるということである。このように客観的条件と主観的条件はそれぞれ相互に影響しあうことで社会的質の内容を構成している。

V. 「質」とは何か？

社会的質における「質」の概念を明らかにするには、「ヨーロッパ社会政策モデル」におけるこの概念の位置と対比してみるとわかりやすい。『社会的質 ユーロッパの一ビジョン』は、

経済政策、雇用政策、社会政策の三つの政策領域を統合する視角をリスボン戦略が打ち出したにもかかわらず、その積極的意義が活かされていないことを批判しながら次のように述べている。

「社会的質に関する質の論理は、基本的に異なる参照点を持っている。新しい考え方、戦略、行為の指針として、競争や経済成長に代えて社会的質が強調するのは相互交流である。それは市場メカニズムより協同と社会過程の原理によって統治されるものである。この原理は、相互依存に基づくパートナーシップを反映し、異なった意味を前提に置いている。すなわちそれらは、別の利益、規則、メカニズム、行動型式を述べたものである」¹⁷⁾。

ヨーロッパの「社会政策モデル」が依然として戦後政策が追求してきた競争、経済成長といった概念にしがみついているのに対して、社会的質の参照点は全く異なることがここでは明確に述べられている。ここで述べられている「基本的に異なる参照点」を正確に理解するためには、「質」に関する構築主義的アプローチが必要となる。この点についてベック・マエセン・ウォーカーは次の6点を強調している¹⁸⁾。

- ①「社会的なるもの」の中心は社会的存在としての市民の自己実現にある以上、我々は、日常生活状況を、主な参照点として選ばなければならない。このことは社会的質アプローチの本質へと我々を連れていくことになる。
- ②「社会なるもの」とは、制度或いはシステムの一部に組み込まれた主体間の相互交流を述べたものであり、「質」は諸個人の意思、ニーズ、意味の形成に依存している。
- ③相互交流の文脈が歴史的かつ状況的に決められるという性格は、目の前で現実に進行している状況とつながりがあり、日常生活の文脈は不断に変化していることを認識しなければならない。
- ④全ての人に対する基本的サービスの最低基準の点で質の解釈は、「開放的地平」に属するものであり、オプションではない。
- ⑤生き方とは、コミュニケーション能力を指している。センによれば、人間の能力の重要性は、受け入れ可能な状況や生活条件に辿りつくことができるかどうかにかかっている。社会的質との関係でこのことは、これらの条件がコミュニケーションに基づく行為の助けを借りて生み出されるものであり、能力とは機能を意味している。
- ⑥生き方は、(生きた) 結果であると同時に、「生きている」過程こそ大事である。

「社会なるもの」が、諸個人の相互交流の場で形成されるものである以上、参照点は日常の場をどのように考えるにかかっている。グローバル化と激しい国際競争にさらされたEUがその厳しい荒波を乗り越えるために、リスボンサミットは、経済統合と技術革新によって経済成長を達成し、そのことによって完全雇用の達成と社会的排除や貧困の削減を行い、社会政策もそうした目標に応える生産的機能を持つものとして積極的に活用する戦略構想を練り上げていること、したがってこの戦略において諸個人が相互に交流する場は何よりも市

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

場であり、社会的質概念も、市場機能に貢献する限りで社会政策の中に積極的に取り入れようとしていたことが明らかにされている。しかし、社会的質概念は本来、全ての政策分野にまたがる、文字通り社会の質を規定する概念として構想されたものであり、経済的統合や経済成長を優先し、それだけに貢献するものとして編み出されたものではなかった。社会的質概念の日常の場は、何よりも諸個人が協力し、協同に生産することのできる場であった。

「質」とは、このような協同生産の場に人々が参加することができる程度を表わしている。そのことは、リスボン戦略が、経済成長の実現をまず優先した旧来型のトリクルダウン方式を継承しているのに対して、社会的質概念がボトムアップという新しいアプローチを採用しようとしていることを意味している。ヘルマンが、「三者の協調戦略の中で、構造政策や労働市場政策は成長および雇用の協調マクロ経済戦略の枠組みと結び付けられている。こうした見通しに対する主な批判点は、(1) 雇用戦略の中に特別な社会的領域への参照が含まれていないこと、(2) 社会政策の独自の正当性が欠けていること、(3) 効率性を向上させようとする経済モデルの限界、すなわち平等或いは連帯が基礎的原理ではなく、競合する課題として考えられていること」¹⁹⁾と述べ、リスボン戦略構想を鋭く批判しているのはこのためである。ベック、マエセン及びウォーカーは次のように述べている。

「相互交流や協同としての社会的質は、日常生活の諸問題に取り組むボトムアップアプローチを具体化したものである。市民にとって、日常生活の諸側面に影響を与える意思形成過程にアクセスできることが重要である。上述の傾向は、新しい地域的地方的道具とヨーロッパレベルの道具との間の政治的距離という新しい統治問題を生み出す。人々と権力間の溝は、社会的質概念にとって理論的、方法論的問題を提示している」²⁰⁾。

社会的諸問題への対応として出されたリスボン戦略が、グローバル化の進行と激烈な競争条件の下で、ヨーロッパが生き残る戦略として、経済成長や完全雇用政策を強調していることに対して社会的質がオルタナティブの視点を打ち出そうとしていることがわかる。ここで言うオルタナティブとは、「協力や協同生産こそ、質の論理の参照点であり、同等性原理や相対的自律原理に基づいている」²¹⁾というように、協同や協同生産の可能性を指している。

ここで重要なことは、個人の自己実現と集団的アイデンティティの形成という、社会的質が求める方向性は、「開放的地平」を切り開くコミュニケーション能力を指すことである。この能力はたんなるコミュニケーション能力を指すのではなく、センがいうケイパビリティ(潜在能力)に近い。『社会的質 ヨーロッパの一ビジョン』は、「センによれば、人間の能力の意義は、受容可能な状況や生活条件に辿りつくことができるかどうかにかかっている。社会的質に関して言えば、このことは、これらの条件がコミュニケーションに基づく行為の助けを借りて生み出されるものであり、能力とは機能を意味している」²²⁾と述べている。このように、社会的質の「質」とは、センが言う機能(あること、すること)を、自由に諸個人が選択することを認める生き方の幅のことである。

Ⅵ. 結びに代えて－若干の展望

それでは、基本的に異なる参照点からすると、社会的質と社会的経済はどのような関わりがあるのだろうか。ここで注目しておきたいことは、社会的質が、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論を下敷きにしつつ、それを批判的に発展させたアクセル・ホネットの社会的承認論を基礎としていることである。

フランクフルト学派第3世代に属するホネットによる第2世代のハーバーマスの継承と批判が、この概念に映し出されているということもできよう。ホネットがハーバーマスから継承したのは、人間は、自然及び人間（他者）と交流することによって社会的に拘束された存在となること、すなわち間主観的存在になるという認識である。とくにその認識では、他者との交流は労働を媒介とするというマルクスの認識から、言語媒体による「コミュニケーションの転回」が強調されている。そ一方ホネットが批判したのは、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論には人間の実在条件への認識が希薄であるために、コミュニケーションの成立が形式的な語用論に委ねられてしまった結果、コミュニケーションという意味疎通によって生活世界があたかも自動的に出来上がるかのよう描かれてしまっていることである。社会的質はこうしたハーバーマスの難点を、ホネットに依拠しながら克服しようとする試みから生み出されている。

水上英徳は「労働と承認－ホネット承認論の視角から」と題する論文の中で、「ホネットにとって課題となるのは、労働に対する意味付与を避け、ハーバーマスが切り開いた地平をふまえながらも、ハーバーマスとは別の観点、すなわち承認論の観点から、あらためて社会的労働を捉え直すことである」²³⁾と述べている。こうした問題意識が生じるのは、ハーバーマスの言う生活世界がコミュニケーションを通じた意思疎通の世界にとどまり、その世界が物質的にどのように維持されているのかが明らかにされないどころか、そうした視座自体が排除されてしまっているからである。水上の次の指摘はとりわけ重要である。

「ホネットの立論は、労働を所与のものと見なさず、相互的な承認を媒介として社会的に生み出されることを議論の出発点としている。つまり、一定の文化的な枠組みのもと、人間の多種多様な活動のなかから、ある特定の活動が「労働」として承認され、社会的に価値評価される。このような捉え方は、コミュニケーション論的転回の水準に立って労働の諸現象に迫るものと言えるだろう。その結果、ホネットの承認論は、一般に「労働」とは見なされていない人間の様々な活動を視野に収め、と同時に、労働が「労働」として立ち上がってくる現場に潜む問題を明らかにしている。というのも、「労働」とそれ以外の活動との線引きは、それ自体重大なコンフリクトをはらんでいるからである。みずからの活動が「労働」と見なされず、しかるべき価値評価を受けられないこと、ここに侮蔑や軽視による社会的不正を人

「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの

びとは経験しうるものであり、承認をめぐる闘争が引き起こされうる」²⁴⁾。

社会的経済が行おうとしているのは、ここで言う「一般に「労働」とは見なされていない人間の様々な活動」である。水上が言うように、「社会的労働の領域は、それぞれ具体的な価値や目的に指向した様々な価値ゲマインシャフトが形成される領域であり、また人々が自分の能力や特性に関して一定の承認期待を抱き、それが満たされあるいは損なわれる領域にはかならない」²⁵⁾。水上はこの前提の上で更に、「いかなる活動がそもそも社会的に有用な「労働」と見なされるのか、どんな活動のどのような成果が「業績」と判断されるのか、いかなる能力や人格特性が評価されるのかは、いつでも一定の文化的な価値地平に規定されており、そこには様々なバイアスや一面性が見られる」²⁶⁾と述べている。ホネットが具体的に挙げるのは、アンペイドワークにあたる家事労働であるが²⁷⁾、社会的経済を想定するならば、家事労働ばかりでなく、コミュニティにおける有償、無償の様々な交換行為を含んだ「非公式」の活動も視野に入れる必要があるだろう。それでなければ、ホネットが言う実践的自己関係(社会的承認)の三形態のうち、社会的価値評価(連帯)の意義は明らかにならないだろう。社会的経済が視野に入ってくるのはこの領域である。

注

- 1) この点については差し当たり、粕谷信次『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』時潮社、2006年、橋本努『帝国の条件』弘文堂、平成19年を参照。
- 2) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, Kulwer, 2001, pp.375-377.
- 3) この点については差し当たり、European Foundation on Social Quality, *Annual Report 2005*, 2006, p.4.を参照。
- 4) Laurent J.G. van der Maesen and Alan Walker, *Social Quality : The Theoretical State of Affairs*, European Foundation on Social Quality, 2002, pp.4-5.
- 5) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, Kulwer, 2001, p.xv.
- 6) David Phillips, *Quality of Life : Concept, Policy and Practice*, Routledge, 2006.
- 7) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, Kulwer, 2001, pp.6-7.; 社会的質の定義については、Anne Fairweather et al., Reconceptualisation of Social Quality, *European Journal of Social Quality*, vol.3, issue1/2, 2003.も参照。
- 8) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, 2001, Kulwer, p.340.
- 9) European Foundation on Social Quality, *Socio-philosophical approach*, update dec.6 2007.
- 10) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, 2001, Kulwer, p.311.
- 11) *ibid.*, p.310.

- 12) Peter Herman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, issue1/2, 2006, p.30.
- 13) Laurent J.G. van der Maesen and Alan Walker, Social Quality : The Theoretical State of Affairs, European Foundation on Social Quality, 2002, p.11.
- 14) *ibid.*, p.13.
- 15) *ibid.*, p.13.
- 16) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, 2001, Kulwer, p.315.
- 17) *ibid.*, p.349.
- 18) *ibid.*, pp.345-347.
- 19) Peter Herman, Social Quality-Opening Individual Well-being for a Social Perspective, *European Journal of Social Quality*, vol.6, issue1/2, 2006, p.30.
- 20) Wolfgang Beck, Laurent J.G. van der Maesen, Fleur Thomese and Alan Walker, *Social Quality A Vision for Europe*, 2001, Kulwer, p.351.
- 21) *ibid.*, p.349.
- 22) *ibid.*, p.346.
- 23) 水上英徳「労働と承認－ホネット承認論の視角から」『社会学研究』78号, 2005年, 75頁。
- 24) 同上, 87頁。
- 25) 同上, 80頁。
- 26) 同上, 83頁。